

第2回川口市行政評価外部評価委員会（第二部会）			
日 時	令和2年7月10日(金)13:30~15:20	場 所	第一本庁舎6階 601大会議室
評価委員	佐藤部会長、田中委員、富田委員、城守委員		傍聴者数 2名
事務局	早川企画財政部長、 企画経営課：藤田課長、竹田課長補佐、田中主査、秋山主査、菅原主任、菊池主事		

評価事業	商店街活性化事業
担当課	経済部 産業振興課
説明者	横野課長、高橋課長補佐、石井主任

### ヒアリング

- ◆ 事業の概要について、横野課長から説明
- ◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答

#### 質疑応答

- ・ 委員
  - 長い期間、事業を行っているが、どのくらいの頻度で事業を変更しているのか。10年前と比較して変わっているもの、ここ1、2年で変更したものはあるのか。
    - ◇ 一定のニーズがあって10年前から変更していない事業もあるが、毎年変更しているものもある。商店改修補助金を7月1日に50%、50万円に引き上げたが、前年度まで20%、20万円だったものを4月1日に30%、30万円に引き上げたばかりであったが、コロナの影響で年度途中に変更したものである。
  - 商店街のニーズの把握はどのように行っているのか。
    - ◇ 商店会向けの補助金の説明会時のアンケート、産業団体との意見交換会に加え、直接商店会への訪問にて聴取している。また、予算編成時前にあらかじめ翌年度の要望を聴いて予算編成や補助金の要綱改正などを行っている。
  - 顧客である市民のニーズの把握はどのように行っているのか。
    - ◇ 毎年発行している元気川口商品券のアンケートに質問項目を設けたり、市議会議員からの相談を受けるなどして把握している。
  - 要望をまとめた結果、この事業に決定したというような繋がり分かる資料はあるのか。
    - ◇ 個別の商店会や地域ごとの要望と直接関連付けた事業の変更や要綱改正等はない。
  - 様々な要望を集約した結果、産業振興課の判断で決めるということか。
    - ◇ 市の商店街連合会との意見交換の中で、今までの経緯を踏まえ、翌年度の予算配分の中で決定していく。
- ・ 部会長
  - 毎年の補助のメニューは決まっているのか。
    - ◇ 商店会によって異なる。
  - 予算要求のタイミングで翌年度の希望の事業を商店会に要求してもらうのか。
    - ◇ そのとおりである。毎年夏頃に提出してもらっている。
  - 複数ある補助金の補助金額を積み上げた数字が決算額ということによいか。

◇ そのとおりである。

➤ 県費を除いた後の額なのか。

◇ 事業評価調書にある決算額は県費を含んだ額である。

➤ 予算額と決算額の差額は補正しているのか。

◇ 予算は計画上の積み上げ額で、決算は実際に使った額なので差額が生じる。

➤ 予算額を使い切れていない中で、予算額が伸びているのはなぜか。

◇ ハード事業の補助金について3商店街から街路灯のLED化の希望があり予算計上したが、県の補助が受けられないこともあるが、希望したのが3商店街しかないということですべて計上したもの。昨年度は決算額が見えてきた3月頃に減額補正をした。

・ 委員

➤ 商店街からの提案や要望があったが、補助を断った例はあるのか。

◇ 新規事業については事前に相談があるので、ほぼない。なるべく要望に対する補助が受けられるようにしている。

・ 委員

➤ 規模の小さな商店街が補助を受けられないということはあるのか。

◇ 補助することが目的の事業なので少額でも認めている。会員が減少している商店街だと、商店街そのものの維持が困難な場合もあり、その起爆剤としてイベントを行っているものもある。

・ 部会長

➤ 商店街の活性化というよりも、商店街維持のための補助になっているということか。

◇ 現況では、部会長のご指摘について否めない部分もあるが、大型店との共存共栄を図りつつ、さらには、買い物難民問題を考慮しながら、商店街の魅力発信について、商店街側とも議論を重ねているところである。

➤ そのような状況下では、効果測定が必要と思うが、どのようなことを測っているのか。

◇ KPI など数値化はしていない。商店会が減少しつつある中で、補助金によってその減少速度を緩めているかなどについての具体的な検証はできていない。

・ 委員

➤ 商店会の活性化というよりは維持のための補助になっているように感じる。それならば商店会の減少抑制に寄与したなどと表現したほうが効果としては測りやすいと思う。

➤ 例えばLED化した商店会に電気料金の補助額を増やすなど、補助金にインセンティブを設けているのか。

◇ ピンポイントのインセンティブはないが、LED化に対する補助そのものがインセンティブであると考えている。

・ 部会長

➤ 他団体と比較すると、川口市は額が大きいように思うが、どう思うか。

◇ 国の施策、都道府県のサポートの地域差、他団体との地域性の違いや要望の声の違いがあると思う。

➤ 金額の大きさから考えて重点項目であると捉えてよいのか。

◇ 川口市の第5次総合計画の中に掲げられている項目でもあるので、重要な施策であると

認識している。

・ 委員

- 資料 2 ページ上段、補助率の違いについて伺いたい。通常 30%補助となっているところ、地域貢献事業者は 50%補助となっているが、具体的に地域貢献事業者とはどういうものなのか。
  - ◇ 川口市の地域貢献事業者に認定された商店街のことである。
- 補助対象の商店街のほとんどが 30%の補助率であると考えてよいか。
  - ◇ 全体で 62 商店会中の令和 2 年度現在では、9 商店会が地域貢献事業者として認定されているが、比較的規模の大きい商店会である。
- 規模の大きい商店街が補助を受けやすいということか。
  - ◇ 商店会の規模に応じて地域貢献事業者認定への意欲やイベント開催の積極性は異なる。

・ 部会長

- 補助金自体の性質はインセンティブを与えるものと解してよいか。
  - ◇ ご指摘のとおり。
- 実績から考えると、予算額が使い切れないぐらい申請が出てこない状況ともとれるが。
  - ◇ 事業費の見直しや、補助金の上限額にあわせて圧縮した費用の積み重ねが、予算額との差額になっていると認識している。
- 補助金を執行してほしいので、もっと商店会に事業を出してほしいということか。
  - ◇ 前年度の商店会へのアンケートをもとに予算編成するので、それ以上の執行を見込むとなると臨時的なイベントをやってもらわなければならない。

## ディスカッション

### ◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 部会長

- 例えば、平成 29 年度の当初予算と決算で 3,000 万円の差額があるが、このような予算の組み方は普通なのか。

・ 事務局

- ◇ 通常ではない。事業担当課の説明のとおり、予算は必要事業費の積み上げであり、また予算の配分の中で執行していくので、配分内に収まるように抑制的になっていく傾向はあり、その結果が執行残であると認識している。ただ、平成 29 年度については突出して執行残が多いので何か規模の大きなイベントが中止になった可能性もある。

・ 部会長

- 大学も 30 億円ほどの予算を執行していて、市の査定も受けているが、それでも 3,000 万円の執行残はない。コロナなどの特殊な事情でもない限り、これだけの差額が出ることはない。

・ 委員

- コロナ以降の、今後の商店街の支援の方向性について伺いたい。商店街を助ける方向に力を入れていくのか、発展している商店街を重点的に支援していくのか、どちらの方向にシフトしていくのか。

・ 部会長

- この事業は昭和 60 年から始まっているが、昭和 48 年に大規模小売店舗法（大店法）ができ

て郊外に大規模な小売店舗が作れなかった時期である。外圧で大店法は 2000 年に廃止されたが、商店街を守ろうという動きがあった時期の事業であるにも関わらず、商店街はすでに弱っていたということである。その当時の発想でインセンティブをつけているのだが、もはやインセンティブではなく、救済になっている印象である。

事業開始当初と今は状況が異なるので、令和 2 年現在の、コロナの影響を取り除いたビジョンを示してほしいと思う。

・ 委員

- ビジョンが見えないので、規模の小さい商店街は意見が出てこないから諦めてもらい衰退するしかないのであれば事業の趣旨にそぐわないと思う。あまりにも規模の大きな商店街との差が大きい印象はある。商店街の減少を抑制するような方向に、どのようなアナウンスをしているのか。意見が出ないところにフォローはないのか。総体的に盛り上げてほしいと思うし、ビジョンを知りたいと思う。

・ 委員

- 事業担当課が予算配分の中で判断していく際に、商店街のニーズのうち、どこに重点を置いていくかビジョンがないといけないと思う。

・ 部会長

- そのとおりだと思う。ここでどれが良い悪いを決めるのではなく、どういう判断を持っているかが重要である。賛否はあろうが、小さい商店街を切り捨て、規模が大きく発展している商店街を重点的に投資するというのも、戦略性はある。或いは、小さい商店街もすべて救う方向にするでもいい。とにかく判断がなされることが大事であるが、今の段階ではそれがわからないので、どういう戦略性を持っているのかもビジョンに含めて聞きたい。

・ 部会長

- 募集はホームページか。広報誌に掲載するのか。

・ 事務局

- ◇ パンフレットを作成しているようである。ホームページ等への掲載については確認を要する。

・ 部会長

- 広報を見て、個人商店による応募はあるのか。商店街を経由しての応募が多いのか。

・ 事務局

- ◇ 申請するのは個人、法人。例えば商店街の事業とタイアップする等で複数商店で申請する場合の上限額が 40 万円ということである。

### 次回に向けた確認

#### ◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

・ 部会長

- 事業開始当初の昭和 60 年度と今は状況が異なるので、令和 2 年現在の、コロナの影響を取り除いたビジョン、戦略を示してもらいたいと思う。これから商店街をどうしていきたいのか。規模の小さな商店街も救う方向なのか、発展している商店街に重点を置いて投資していくのか。または、配分をミックスして戦略を練っていくのか。今後の構想等でも構わない。
- 予算の執行残について。特に平成 29 年度が予算に対して決算が小さいことの意味を説明して

ほしい。もっと活性化のために予算が使われるべきだが、できない状況なのか、各商店街の努力によって余ったものなのか。より具体的なデータを基に示してほしい。

評価事業	中学校・高等学校運動指導者派遣事業、部活動指導員配置事業
担当課	教育総務部 スポーツ課、学校教育部 指導課
説明者	(スポーツ課) 濱田理事兼課長、山下補佐、内山副主幹 (指導課) 三浦次長兼課長、小林補佐、石田指導主事
ヒアリング	
<p>◆ 事業の概要について、濱田理事、三浦次長から説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市としては、2つの事業を統合するという方針なのか。一方は補助が終了し、もう一方は補助を受ける中で拡充を考えているとあるが、方向付けは決まっているのか。</li> </ul> </li> <li>・ 指導課長 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 今後、2つの事業の統合も含め、どのような形で事業を進めることが、学校にとって効果があるのか、市として具体的な方策を検討したいと思っている。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ もう一方の「運動指導者」は別途検討するということか。</li> </ul> </li> <li>・ スポーツ課長 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ それぞれの事業の特性がある。「部活動指導員」は部活動の顧問としての位置付けとなり、教職員の働き方改革につながるものであり、ニーズが高い。他方、「運動指導者」については短時間勤務でありながら、指導者や部活動の状況にあわせてピンポイントで指導にあたることができるなど有効性が高い。国と県の動向を見ながら、ニーズを把握し、統合するか、それぞれで実施するか検討していきたい。</li> </ul> </li> <li>・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一点確認したいのだが、「運動指導者」の対象はスポーツのみで、「部活動指導員」はスポーツに限らないということでしょうか。</li> <li>◇ そのとおりである。</li> </ul> </li> <li>・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非常勤公務員の顧問として部活動指導にあたるのと、短時間でスポーツだけ教えるのではだいぶ性質が違うように思えるが、今ここで一挙に俎上にのせて議論してよいものか。</li> </ul> </li> <li>・ スポーツ課長 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 外部からの人財を活用することにより、部活動の維持向上を図るという点では共通している。その上で、今後の両事業の在り方を検討することにより、より効果的な方法を見出すことができるものと考えている。</li> </ul> </li> <li>・ 指導課長 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ この2つの事業を「統合ありき」で考えている訳ではない。それぞれ特色が違うことは認識しており、改めて、2つの事業をどのように推進することが、学校及び生徒、指導者にとって効果のあるものか確認する意義があると考えている。</li> </ul> </li> </ul>	

- ・ 部会長
  - 枠組みとして考えると、「部活動指導員」の方が大掛かりな制度のように思われるが、そういう理解でよいか。
- ・ 指導課長
  - ◇ そのとおりである。教員の担う顧問とまったく同じ役割であり、大会の引率や監督、単独での指導も可能である。
- ・ 部会長
  - 顧問は法律上の用語なのか。実態として監督や大会の引率等を行っている指導者を顧問と呼んでいるのか。
- ・ 指導課長
  - ◇ 法令上の用語ではない。学校では通常、顧問と呼んでいるものである。
- ・ 委員
  - 顧問はスポーツ技術の向上にも貢献するのか。
- ・ 指導課長
  - ◇ 各中学校の教員は教科ごとに配置されているので、部活動の指導者として専門の教員がないこともある。現在ある部活動の維持のために、学校長が「部活動指導員」が必要と判断すれば配置する。「部活動指導員」は顧問が指導を行うものと遜色ない。
- ・ 委員
  - 「運動指導者」と「部活動指導員」が行う指導は同等と考えてよいか。それとも相当違いがあるものなのか。
- ・ スポーツ課長
  - ◇ 「運動指導者」は競技の技術・技能的なものへの指導に能力を発揮する。一方、「部活動指導員」は技術指導に加えて、顧問、保護者との連携などにも能力を発揮する。
- ・ 部会長
  - 技術指導のみでなく、生活指導もできるので、いわば「部活動指導員」は教員の代替といえる。それに対して「運動指導者」は技術に特化した指導者であり、部活動には別途教員が顧問として存在するということになる。様々な使い方が想定される。
  - 事業の統合に関して問題になるのは、市立高校への配置について。「部活動指導員」は市立高校は配置対象外ということか。
- ・ 指導課長
  - ◇ そのとおりである。
- ・ 部会長
  - 2つの事業を統合する場合、「部活動指導員」に寄せて統合するのが効率的であると思うが、市立高校への配置がなくなることへの対応策は検討しているのか、これから検討するのか。
- ・ 指導課長
  - ◇ そもそも「部活動指導員」事業の対象は、中学校であるため、市立高校については、国・県の方針や動向を注視して検討してまいりたい。

- 部会長
  - 2つの事業とも成果を上げている良い事業なので、より良い方向にもっていかざるを得ないと思うが、市立高校が対象外となることが許容されるかという問題は出てくるだろう。
- 委員
  - 公平性という意味で、2つの事業の、指導者の選任方法について伺いたい。
- スポーツ課長
  - ◇ 「運動指導者」は、原則1学校1部活動という条件で各学校に募集をかけて、希望があった学校に派遣する。人選は学校であり、地域住民を中心に選んでいる。
- 指導課長
  - ◇ 「部活動指導員」は、学校からの申請に基づき、教育委員会が採用する。人選は学校である。
- 委員
  - 「部活動指導員」が市立高校を対象外としている理由は何か。
- 指導課長
  - ◇ 国の事業が中学校を対象としているためである。
- 委員
  - 「部活動指導員」の指導者の育成については、今までどおり学校に任せるのか、別途、市が育成する方法を検討しているのか。
- 指導課長
  - ◇ 補助要綱に地域人材の活用を謳っていることもあり、地域のことをよく理解している学校に任せるのが適当であると考えている。一方で、新規に就任した指導者に対しては研修会を開催しているが、今後の人材育成については検討が必要と思う。
- 部会長
  - 「部活動指導員」は部活動に費やす時間が非常に多い印象を受ける。人材が集まらないのではないか。地域に豊富な人材がいるのか。
- 指導課長
  - ◇ ご指摘のとおりである。当課としても懸念しているところである。
- 部会長
  - 2つの事業を「部活動指導員」に統合していくとして、「運動指導者」は廃止が望ましいのか、存続をさせていくのか、ビジョンはあるのか。
- スポーツ課長
  - ◇ 県の補助がなくなり、今後は市の単独事業となることから関係部局との調整が必要と考える。学校からのニーズも高く、部員の技術力の向上にも成果を出している事業であるので、学校の意見や市の方針を考慮しながら検討してまいりたい。現状としては、いずれの方向に定まっているものではない。
- 部会長
  - 比較しないと違いが分からない事業であり、合理的な理由があつて2つの制度が併存しているのではないだろうと思う。いずれ客観的に理解ができる方向にしないといけないと思うが、成果を上げている魅力的な事業でもあるので、今回の会議で方向性を議論できれば良いと思う。

- ・ 委員
  - 教員ではない、一般人が部活動に関わることにに対するクレームなど実例があれば伺いたい。
- ・ 指導課長
  - ◇ 「部活動指導員」については、学校が人選をしているため、クレームは受けていない。
- ・ スポーツ課長
  - ◇ 「運動指導者」については、時間の制約等も緩やかなため、特に受けていない。
- ・ 委員
  - メリットは理解できるが、教員ではない一般人が密接に関わることで起こるトラブルやデメリットも把握するべきである。
- ・ 委員
  - 資料 12 ページの「配置校からの意見等」について。「2 顧問からの意見」の「(1) 部活動指導員の指導により、顧問教員の在校時間は減ったか」という設問に対する顧問の意見が、「思わない」「やや思わない」とした数が比較的多いように思う。事業が教員の負担軽減になっていないと考えるべきなのか。この結果に対する分析は何かしているのか。
- ・ 指導課長
  - ◇ ご指摘のとおりである。しかしながら、以前は「そう思う」「やや思う」の項目を選ぶ顧問の数が圧倒的に少なかった。それと比較して「そう思う」「やや思う」という項目を選ぶ顧問が増えていることが一定の成果と考えている。教員の負担軽減としてはまだ改善の余地がある。

## ディスカッション

### ◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

- ・ 部会長
  - 国・県の動向を把握するのは当然のことであるが、国や県を超えるような独自のビジョンを検討してもいいのではないか。類似事業でもあるので、両課共通のビジョンを伺いたい。働き方改革のような労働政策面からの議論になっているが、教育的な見地からのビジョンがあってもいいと思う。
  - それから人の問題。指導に適した人材のリクルートメントできるのか、また、外部から人が入り、密接に関わることのリスク管理について伺いたい。
  - 統合する場合、市立高校への指導者の配置をすると市の独自の制度を作ることになることから、ビジョンに含まれなければならないように思う。
- ・ 委員
  - 良い人材は限られるので、奪い合いになるように思う。市外からも声が掛かるであろうから、密な連携を取らなければならないように思う。
- ・ 委員
  - 現状では各校で調整がなされているようには思えない。
- ・ 委員
  - 兼業ができるのか。労働時間や報酬の問題も関わってくる。資料があれば拝見したい。

- ・ 委員
  - 予算を割り当てて、良い人材を確保するということもできるのではないか。
- ・ 部会長
  - 私立学校が良い人材を先に確保していく中で、市立の学校がどこまで人材を確保できるか。
  - 時給 1,600 円という報酬額は妥当な金額なのか。他団体も同様の金額なのだが、この報酬額で良い人材が集まるか。

#### 次回に向けた確認

##### ◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- ・ 部会長
  - 「運動指導者」と「部活動指導員」は、仕組みは少し違うが性格の似た事業である。統合の可能性について議論する場合に、両課共通のビジョンを示してほしい。働き方改革の流れの中で国は労働政策からの観点で方向を示しているが、教育委員会で実施する事業なので、教育的な観点からの事業の位置付けや仕組みをビジョンの中で示してほしい。
  - 人材が限られている中で、人をどうリクルートメントしていくかを検討いただき、アイデアを示してほしい。地域社会の形成とも密接に関わってくる問題である。
  - 外部の人材を指導者として学校に配置することは、場合によっては生徒指導を行うなど、部員や学校と密接な関係になる。その際に起きるリスクの管理について、具体的なことを伺いたい。
  - 限られた人材の奪い合いになることが想定されるが、兼業が可能なのか。どこまで認めるのか。少ない人材をどのように活かしていくのか伺いたい。
  - 中学校の教員の負担が大きく疲弊しているといわれる中で、それを肩代わりする人材を求めているわけだが、1,600 円から 2,000 円という単価は妥当なのか。単価から考えた負担が重いように思う。制度を維持、拡充する際に単価の考え方について伺いたい。